

令和7年度前橋市わな猟免許取得事業補助金交付要項

令和 7年 4月 4日から適用

取扱担当課 前橋市役所農政課有害鳥獣対策係（大胡支所内） 電話 027-225-7105（直通） 電子メールアドレス nousei@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		わな猟免許を取得し、有害鳥獣による農作物等の被害の減少に取り組む農業者等に対し、わな猟免許取得に係る受験料等の一部費用を補助することにより、有害鳥獣による農作物の被害を減少させることを目的とする。
内容	補助対象者	この補助金の補助対象者は、次の全てに該当する者としします。 1 前橋市に住民登録している者 2 有害鳥獣による農作物等の被害の減少に取り組む農業者等 3 わな猟免許取得後1年以内の者 ○ 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
	交付の対象となる事業及び対象経費	1 交付対象事業 わな猟免許取得事業 2 対象経費 わな猟免許受験手数料、診断書代

	交付金額	上限１０，２００円（１名につき） 補助額は、受験手数料上限５，２００円、診断書代 上限５，０００円です。
	交付条件	補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成１０年前橋市規則第３４号）、この要項を遵守し、事業を行わなければなりません。
交付申請の 手続等	交付申請の方法、時期等	令和８年３月１５日までに、次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（請求も同じです。）。予算の上限に達した場合、年度内であっても補助を終了する場合があります。 １ 交付申請書兼実績報告書兼誓約書 ２ 添付書類 （１） わな猟狩猟免状の写し （２） 診断書の領収書の写し （３） その他参考となる書類 【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	交付決定の時期等	交付申請関係書類の審査及び調査を行い、受理した日から３０日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し 交付決定兼確定通知書により通知します。
	請求の方法、支払時期等	１ 補助金額が確定した後に、補助金交付請求書により請求してください。 ２ 上記請求書の内容を確認し、受理した日から３０日以内に支払います。
	交付決定の取消し又は補助金の返還	１ 次の場合は、補助金の交付決定の全額又は一部が取り消されます。 （１） 偽りその他の不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 （２） この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 ２ 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 （１） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額 （２） 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額
様式	申請書等の様式	１ 交付申請書兼実績報告書兼誓約書（様式第１号） ２ 交付決定兼確定通知書（様式第２号） ３ 補助金交付請求書（様式第３号）